

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度(企業立地促進条例)

1. 【取得型】建物等を建設・取得する場合等

【対象地域】

- ① みなとみらい21地域
- ② 横浜駅周辺地域
- ③ 関内周辺地域
- ④ 新横浜都心地域
- ⑤ 港北ニュータウン地域
- ⑥ 京浜臨海部地域
- ⑦ 鶴見東部工業地域
- ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域
- ⑨ 臨海南部工業地域
- ⑩ 内陸南部工業地域
- ⑪ 旭・瀬谷工業地域
- ⑫ 港北中部工業地域
- ⑬ 内陸北部工業地域
- ⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域(市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く)

【対象事業者】

特定の地域に固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得して、事業所(本社、研究所、工場)、賃貸業務ビル、特定再生型賃貸業務ビル、観光・MICE施設、賃貸研究所、賃貸工場の設置等をする者

【投下資本額の要件】

大企業者50億円以上、中小企業者1億円以上
※⑭は、大企業者で市内に既存の当社・研究所・工場を有する場合、70億円以上

【その他の要件】

⑥～⑬においては、次のいずれかに該当すること。
ア 環境・エネルギー、健康・医療の産業分野に該当する事業者
イ 自然科学研究の分野に該当する事業者
ウ 日本標準産業分類の製造業に該当する事業者

※このほかにも一定の要件あり

【支援内容】

土地・家屋・償却資産の取得に要する費用(取得価額)をもとに算定した助成金(投下資本額に下記の助成率を乗じた額)を交付
＜助成金＞

【助成率】※地域や対象施設により異なります

本社、研究所、先端技術工場	10%	特定再生型賃貸業務ビル	③：10%
工場	中小企業：10%		④：8%
	大企業：8%	賃貸研究所(⑤～⑬)	8%
観光・MICE施設(①、②、③)	10%	賃貸工場(⑥～⑬)	8%
賃貸業務ビル(①、②)	8%		

【上限額】※地域や対象施設により異なります

- ①、②、③(③の特定再生型賃貸業務ビルを除く)
家屋・償却資産は40億円、土地は10億円
- ③、④の特定再生型賃貸業務ビル
20億円(家屋の新・増築を伴わない場合は10億円)
- ④～⑬ 20億円
- ⑭ 10億円

※市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

2. 【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等

【対象地域】

- ① みなとみらい21地域
- ② 横浜駅周辺地域
- ③ 関内周辺地域
- ④ 新横浜都心地域
- ⑤ 港北ニュータウン地域
- ⑥ 京浜臨海部地域
- ⑦ 臨海南部工業地域

【対象事業者】

特定の地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社機能等(研究所を含む)を設置する者(市内に既存の当社等がある場合に拡張して設置する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります)

ア：経常利益要件

次のいずれかに該当すること

- ・経常利益の額が直近3年間で2億円以上又は直近1年間で1億円以上
- ・経常利益の額が直近3年間で1億円以上又は直近1年間で0.5億円以上

イ：従業者数要件

本社等の従業者数が50人以上又は100人以上

ウ：対象となる事業分野(⑥、⑦のみ)

- ・日本標準産業分類の製造業
- ・環境・エネルギー
- ・健康・医療

※このほかにも一定の要件あり

【支援内容】

法人市民税(法人税割額)を3年又は5年間軽減

※市内に他の事務所等がある場合は、設置した当社等の従業者の人数に相当する部分を軽減

※軽減期間は設置した当社等の従業者数により異なります。

＜税軽減＞

【控除額上限】

1億円/年

※市民雇用の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

問合せ

横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課 (045)671-2594

※賃貸業務ビルに限っては、以下の通り

- ①：横浜市都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 (045)671-3516
- ②：横浜市都市整備局都心再生課 (045)671-2693
- ③：横浜市都市整備局都心再生課 (045)671-2673
- ④：横浜市都市整備局都心再生課 (045)671-3858

横浜市次世代重点・成長分野立地促進助成制度

1. 市内初進出

【対象地域】 横浜市内	【対象事業者】 1)本市が指定する事業分野(①子育て、②モビリティ、③脱炭素、④DX、⑤環境、⑥健康・医療、⑦イノベーション創出)を営む市外企業等、⑧MICE 2)事業所等(本社、研究所、事業所)の進出であること ≪主な要件≫ ア 床面積50㎡以上かつ従業者数3人以上 イ <サービスオフィス特例>床面積10㎡以上かつ従業者数3人以上
【支援内容】 ≪助成金≫ ア 床面積50㎡あたり50万円 上限：250万円(事業分野①～③は床面積50㎡あたり100万円 上限：500万円) イ 床面積10㎡あたり10万円 上限：125万円(事業分野①～③は床面積10㎡あたり20万円 上限：250万円)	

2. 拡張・移転特例

【対象地域】 横浜市内	【対象事業者】 次の条件をすべて満たす企業等 1)本市が指定する事業分野(①子育て、②モビリティ、③脱炭素、④DX、⑤環境、⑥健康・医療、⑦イノベーション創出)を営んでいること、⑧MICE 2)市内に事業所等を持っていること 3)研究所機能を市内で拡張・移転すること(事業分野①～③は研究所機能、本社) ≪主な要件≫ 拡張・移転前より、床面積が50㎡以上増加かつ従業者数が3人以上増加
【支援内容】 ≪助成金≫ 床面積50㎡あたり50万円 上限額：125万円(事業分野①～③は床面積50㎡あたり100万円 上限：250万円)	

問合せ

横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課 (045)671-2594